

# 土壌汚染対策法の改正に伴う条例の改正について

## 1 概要

現行の土壌汚染対策法（以下「法」という。）では、一定規模（3,000 m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更の届出（以下「形変届出」という。）の際に、土壌汚染のおそれがあると知事が認めるときは、調査命令を発出することができる。その場合、事業者は調査命令を受けてから調査に着手することになる。

今般、法が改正され、形変届出前に調査を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できる規定が設けられた。

現行の県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第7号。以下「条例」という。）においては、法に基づく調査で汚染が判明した場合の応急措置を義務化しているため、今回の法改正に合わせて条例改正する必要が生じた。

## 2 法

### （1）調査の契機

法では、以下の3つの場合に土壌の調査義務が生じる。

#### ① 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法3-1）

施設の使用をやめるか、有害物質の使用をやめる時点で義務が生じる。

<参考>

有害物質使用特定施設・・・水質汚濁防止法に規定する特定施設であつて、有害物質を製造・使用・処理するもの

#### ② 形変届出の際に、土壌汚染のおそれがあると知事が認めるとき（法4-2）

形変届出は工事に着手する30日前までに届出をしなければならない。当該地について、汚染のおそれがあると知事が認めるときは、知事から土壌の調査命令が出され、義務が生じる。

#### ③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき（法5-1）

人の暴露の可能性があるときは、届出には関係なく知事から土壌の調査命令が出され、義務が生じる。

## (2) 改正法の概要

○今般、調査の契機②の規定が改正された。

○下記のとおり、これまでは、形変届出後、調査命令が出されて土壌調査を実施していたが、形変届出前（調査命令を受ける前）に、土壌調査を行うことも選択できるようになった。

<調査の契機②で事業者が選択できる手続>

②-1 形変届出 → 調査命令 → 土壌調査 既存（改正法4-3）

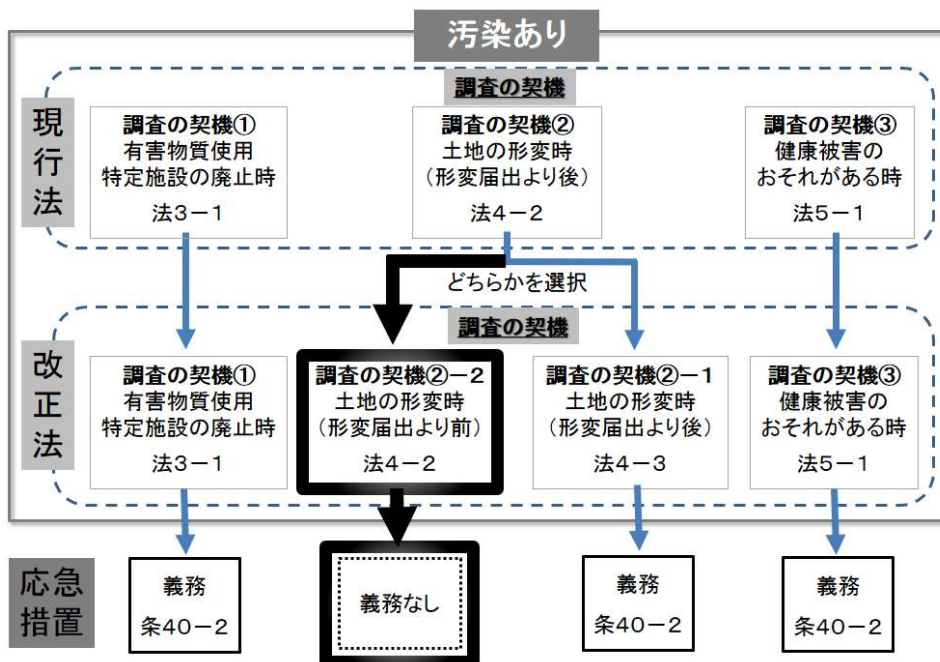
②-2 土壌調査 → 形変届出 新規（改正法4-2）

## 3 条例

### (1) 応急措置の義務規定

○条例では法の調査の契機①、②、③の調査により汚染が判明した時は、応急措置を義務付けている。（条例第40条第2項。）

○改正法で、新たに調査の契機②-2の規定が設けられたが、条例にはこの規定はない。



調査の契機と応急措置の義務規定（概略図）

### (2) 対応

○調査の契機②-2の規定を選択した場合も、調査の契機①、②-1、③の調査により汚染が判明した場合と同様、条例による応急措置を義務付ける必要性について検討する。